

令和元年7月5日

自動車局安全政策課

「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました

自動車運送事業者における運転者の心臓健診受診等を促進し、健康起因事故の防止を図るため、心臓疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加傾向を示しています。その中で、心臓疾患は脳血管疾患と並んで最も多く、また、大動脈瘤等の大血管疾患による運転者への影響も考えられることから、事業用自動車の運転者に関する心臓疾患・大血管疾患対策が必要となっています。

このため、国土交通省では、産官学の幅広い関係者からなる「健康起因事故対策協議会」での議論を受けて、心臓疾患・大血管疾患が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。

また、本ガイドラインの普及を図るための概要版（別添参照）を作成しました。

自動車運送事業者において、本ガイドラインの活用により、心臓健診の受診や治療の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入が拡大することが期待されます。

※本ガイドラインについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

**<お問い合わせ先>**

自動車局安全政策課 櫻井、塚田、山崎

TEL : 03-5253-8111 (内線 41602、41625、41615)

03-5253-8566 (直通)

FAX : 03-5253-1636